

弊社加入工事保険のご案内

～万が一の事故にも対応した安心の工事補償プラン～

工事総合補償プランへの加入

はじめに。

弊社では、工事総合補償保険(AIG損保)に加入をしております。

建設現場では、従業員・下請作業員・現場警備員など現場で働く人がおり、その建物周辺などに第三者も行き交うことがあります。

また、建設中の建物・資材についても大切な財産として、取り扱わなくてはなりません。

しかしながら、建設現場では様々な危険と隣り合わせになることが多く、そのリスクに備え常に万全の対策を練ることが必要です。

工事中の事故による、損害の補償はその会社の補償能力の範囲でしかありません。

保険に加入していない建設会社

保険加入していない業者Aの場合

- ・事故対応は**全て自分で判断**し対応する（精神的な負担）
- ・事故で**請求された金額が妥当かどうか判断**しなければならない（事故請求の妥当性）
- ・事故原因は**自分で調査**する（事故原因・過失）
- ・事故費用は、**全額自己負担**。賠償額は会社の利益から捻出する（経済的な負担）
- ・相手方との**交渉は全て自分で判断**して進める（相手との交渉）

これだけ見ても、保険に加入していない建設会社に、どれほどのリスクが潜んでいるか、お分かりなると思います。

そしてこの業者Aは、賠償が出来ず倒産や破産となり、**被害者(オーナー様)**にとって**最悪な結末となること**は、言うまでもありません。

保険に加入している建設会社

保険加入している業者Bの場合

- ・事故対応は**保険会社、代理店と協力して対応**できる（精神的な負担）
- ・保険会社、調査会社、鑑定人が**検証して妥当性**を検証できる（事故請求の妥当性）
- ・事故原因は**保険会社、調査会社を原因究明**できる（事故原因・過失）
- ・保険対応できれば**自己負担が小さく抑えられる**（経済的な負担）
- ・保険会社の**サポートを受けながら交渉**できる（相手との交渉）

このように、保険には**損害賠償の補填だけではなく、事故後の早期解決に必要な調査や対応のバックアップ**が付帯しております。

事故が起きたのに、 保険金支払いの対象にならない

事故が起これば保険金の支払い対象になるとお考えではないでしょうか。

しかしながら、保険金支払いにも色々な規定がございます。

中でも**最近流行りのDIY大家さんのお話**です。

DIY大家さんが自身で塗装などをして、他の工事を建設会社Xにお願いをしておりました。

大工さんが電動工具を使用したところ、火花が散り**DIY大家さんが用意していた塗料に引火**。ボヤになり建物の一部が汚損されました。

そこでDIY大家さんは、建設会社Xに対し損害賠償請求をしたところ、火花が起きることは通常施工の範疇であり、なんと、

事故原因は塗料を置いたままにしたDIY大家にあるとの回答があったそうです。

最悪な場合、**DIY大家さんに過失があるとして、建設会社から損害賠償請求される場合**があります。

そもそも建設会社Xに非があったとしても、保険金支払いの規定から対象にはならなかったようです。続く、、、、

保険金支払いの対象にならない理由

前ページの保険金支払い対象にならない理由として、

- 1、建設会社Xの物ではない資材への引火が原因での事故であったこと。
- 2、建設会社Xが作業中に起こした事故につき賠償責任は問われないと民法上規定があるが、加害を防止する措置を怠り、具体的な指示を与えなかった場合は、

DIY大家さんに過失があるものとして賠償責任を認められること。

この他よくある事例として、

・分離発注(他社と同時進行)による工事中の事故

・施主様支給部材による事故

この2点についても保険金支払い対象にならない場合があります。

安物買いの銭失い

先ほどのDIY大家さんは、「塗装工事は自分で出来るから」と、ご自身で塗装に励んでおりました。

休みの日には現場に行き、丸3日通い仕上げていたようです。

その作業、建設会社Xにお願いすると1日で終わるということが後でわかり、費用も3万円程度。

その3万円の為に、自分(家族)の大切な時間を使い、ボヤが起き、大きな負担となってしまったことは、まさに

安物買いの銭失い に他なりません。

安心できる業者に任せることが得策

一見DIYをしたことで、安く仕上げられたと思うかもしれませんが、そのDIYをする期間、客付募集ができません。

その機会損失は何倍にもなるのです。

職人には、何年もの経験から培った技術があります。

私たちには、5,000件以上の施工実績や自社運用物件で培ったノウハウがあります。

工事をお任せいただき、**皆様の貴重な時間をもつと価値ある時間をお過ごしください。**

安心の工事総合保障保険に加入済み

- 1、身体障害・財物損壊賠償
- 2、損壊を伴わない財物の使用不能賠償
- 3、人格権侵害・宣伝障害賠償
- 4、工事遅延損害賠償
- 5、工事用物損害担保
- 6、建設受託物損害担保
- 7、作業対象物損壊担保
- 8、仕事の目的物の損壊担保
- 9、重複規定不適用



**工事現場以外の遅延損害や使用不能賠償も
対応でき、幅広く保障範囲がカバーされ、万が一
の事故による損害にも対応出来ます。**

※保険適用には条件がございます。

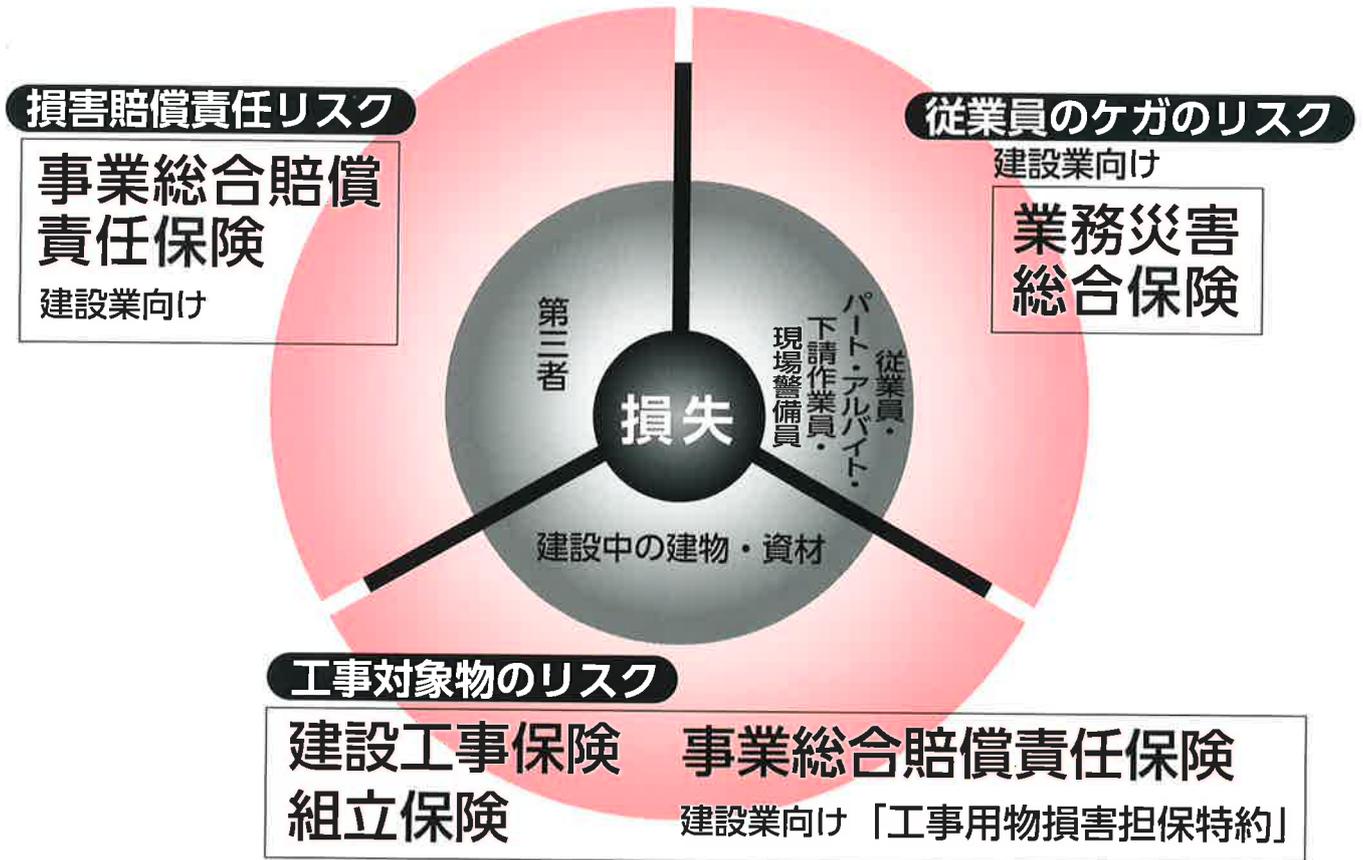
弊社加入保険資料

次ページより、弊社が加入しております保険資料となります。
補償範囲が幅広く、手厚くカバーされておりますので、
ぜひ安心してご相談いただければ幸いです。

～建設業者・各種工事業者の皆様へ～

工事総合補償プラン

工事総合補償プランは4種類の保険から構成されています。
ご希望の組み合わせでご加入いただけます。



- 4種類の保険に共通する特長
- 1 **つけ忘れなし**
日本国内
どこの工事現場でも
対象になります。
 - 2 **安心**
4種類の保険が、
リスクを包括的に
補償します。
 - 3 **便利**
保険料の払込みは
口座振替が可能です。

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

労働災害と公衆災害は隣り合わせ!

従業員の労災事故と通行人・近隣への賠償事故対策は一緒にしましょう!

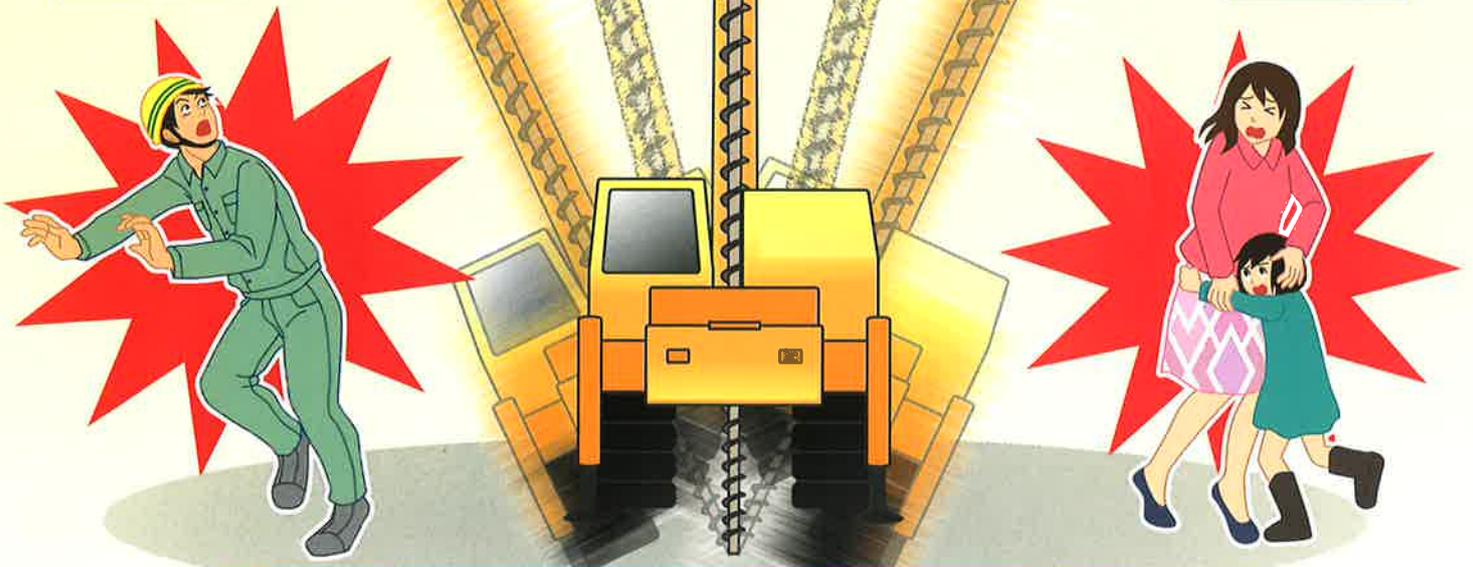
1億円
訴訟の
時代!

労働
災害

《例えばこんな事故…》

重機の転倒事故発生!

公衆
災害



労働災害 と 公衆災害 の2つはセットで考えましょう!

どちらの対策も大事です!

1億円訴訟の時代! 労働災害と公衆災害への損害賠償金 (治療費・逸失利益・慰謝料など)、弁護士費用などの備えはお済みですか?

労働災害だけでなく、公衆災害に対する備えも重要な経営課題です!

命の値段はどちらも同じ!

労災事故での訴訟リスク
にも備える時代!

通行人・近隣への賠償事故の
備えはしていますか?

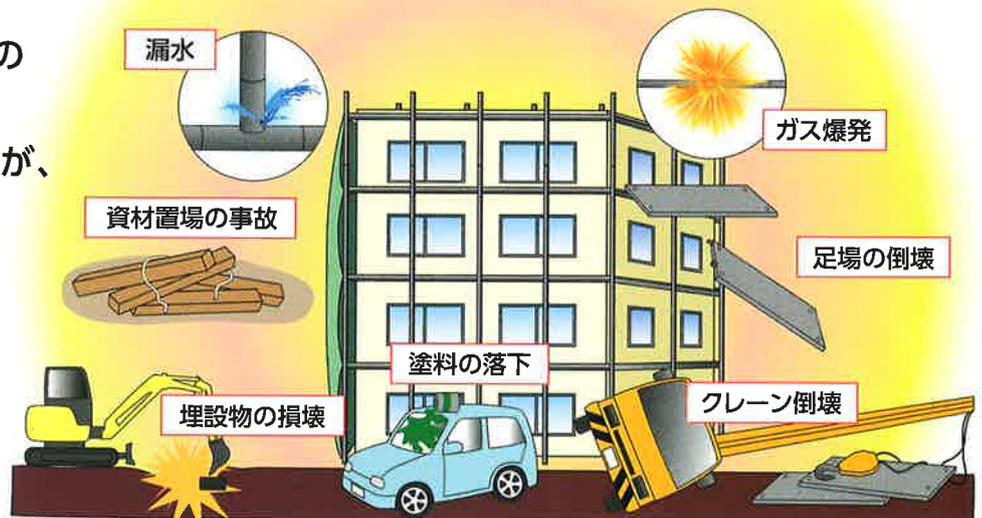
〈例〉

訴状

被災者
夫(40歳) 年収500万円
被災者家族
妻(35歳)
子供2人(12歳、8歳)
逸失利益 約5,130万円
葬儀費用 約150万円
慰謝料 約2,800万円

合計約8,080万円

人通りや車通りが多い中での
建設工事…。
安全管理は企業の義務ですが、
どんなに注意しても
思いがけない事故が
起こるものです。



AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

II. 理解のポイント

損壊を伴わない財物の使用不能危険

たとえばこんな事故の場合・・・

【仕事の遂行中の事故】

①テナントビルの電気設備工事中に配電盤をショートさせてしまい(注1)、ビル全体が停電してしまった。その結果、このビルに入居している飲食店が休業を余儀なくされ、施工した設備工事業者がこの飲食店から休業損害を賠償請求された。(注1)配電盤には物理的損壊は発生していない

【仕事の結果(引渡し後)の事故】

②カラオケボックスの個室のエアコンの配管工事の引渡し後、工事の瑕疵により設置した配管に亀裂が入ってしまい(注2)、数室分のエアコンを作動させられなかった。配管の亀裂以外外に対人・対物損害はなかったが、事故時は真夏であったためエアコンなしでは客を入れられず、修復するまでの間の休業損害を賠償請求された。(注2)仕事の目的物自体に損壊が発生した



一般的な賠償責任保険では...

休業を余儀なくされた店舗や個室には、対人・対物損害が発生していない。

従来の賠償責任保険は「対人・対物事故による賠償責任」が発生していないと保険金を支払うことが出来ない。

保険金支払不可



スマプロ&STARsの場合...

他人の財物を損壊させることなく使用不能にしている。

『損壊を伴わない財物の使用不能』の支払条件に合致している。

スマプロ&STARs(基本プラン)なら
保険金支払可能



損壊を伴わない財物の使用不能危険とは・・・

- ①仕事の遂行または施設
②生産物または仕事の結果 } に起因して他人の財物を損壊させることなく使用不能にすることにより生じた法律上の損害賠償責任を担保します。

(ただし、②については、生産物または仕事の目的物自体に損壊が発生した場合に限ります)

保険金支払限度額 (保険期間中) 1,000万円※

※「業務遂行・施設危険」または「生産物・完成作業危険」の免責金額・縮小支払割合が適用されます。

※下請負人・発注者は被保険者には含まれません。



他の保険契約等への求償に関する特約 (重複保険不適用特約) 【オプション特約/業務遂行・施設危険にセット】

こんな事故が起きたとき、下請企業が加入する請負業者賠償責任保険からは、いくら支払われるでしょうか？

元請企業A社の下請負人であるB社がビル改修工事の作業中、誤ってスプリンクラーを損壊して漏水事故を引き起こし、階下のテナントの商品を汚損してしまい、テナントのオーナーから300万円の損害賠償金を請求された。

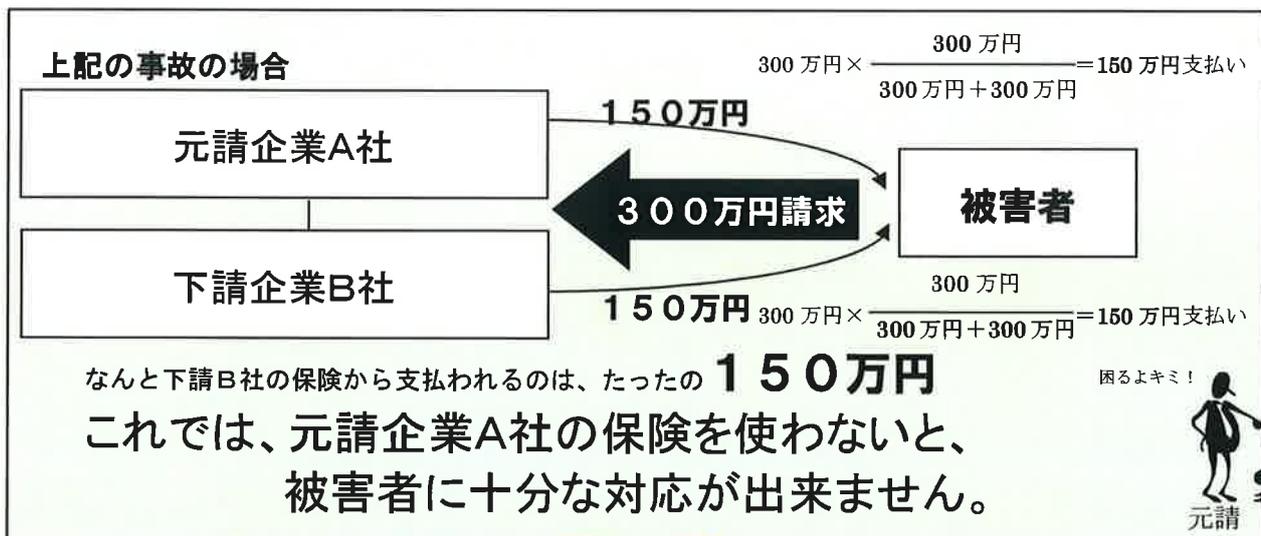


※各請負企業はそれぞれ以下の保険を契約しており、この事故をカバーできる内容であったとします。
 元請企業A社: 支払限度額2億円(免責0)の請負賠償保険(年間包括, 下請負人を被保険者に含む)をC損保で契約
 下請企業B社: 支払限度額5,000万円(免責0)の請負賠償保険をD損保で契約
 ※ここではA社とB社の過失割合は考慮しないこととします。

下請企業B社加入の請負賠償責任保険で損害賠償金300万円を全額支払えるでしょうか？

答えはNO。何故なら“**重複保険規定**”があるからです。

(当該事故を補償する、重複する保険契約が存在する場合、該当する保険契約のすべてから按分して保険金が支払われます)



他の保険契約等への求償に関する特約 (重複保険不適用特約) を付帯すると



「発注者」の賠償責任もカバー

※業務遂行・施設危険および生産物・完成作業危険に限ります

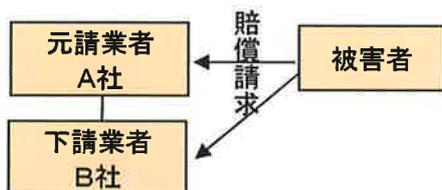
実際にこんな事故がありました。

1991年3月、某県H市の「新交通システム」建設工事において架設中の橋げたが落下し、その工事現場の下にある県道で信号待ちのドライバーらが下敷きになり15名が死亡、8名が負傷する惨事となった。

この事件に対して被害者の遺族は、工事を発注した国、H市および工事業者を相手取った裁判を起こした。この裁判において判決は、「発注者であるH市は工事業者の安全対策を確認し、転倒防止ワイヤの取付など安全対策をとるよう指示すべき義務があった」と発注者の責任を認め、H市と工事業者に計約2億3,000万円の賠償を命じた。(1998年3月24日、H地裁第一審判決)

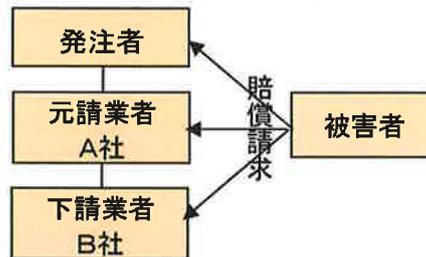


通常の賠償責任関係は…



一般的には請負人(A社、B社)のみが賠償責任を負い、発注者に賠償責任が追及されることはめったにありません。

上記の事故に対しては…



事故の発生した工事については、発注者も当該工事の注文・指図において過失があったとして、発注者にも賠償責任が追及されました。

ところが…

なぜ?

民法 716 条(注文者責任)の規定は、発注者(施主)は通常請負人が請負作業中に起こした事故につき賠償責任を問われないものとしていますが、同時に発注者が「加害を防止するような措置を指示すべきであるのにこれを怠り、具体的な指示を与えなかった場合」は、「発注者に過失」があるものとして、発注者にも賠償責任を認める内容となっています。

しかも

- 特に公共工事については、発注者である国や自治体は請負人に対して安全措置を指示する立場・能力があるものと裁判で認定される傾向にあります。
- 上記事件のように、公共工事の事故において発注者の賠償責任が追及されるケースは十分にあります。
- 従って保険契約においても発注者が自らも被保険者にするように要請するケースが増えています。

発注者責任が追及されたときの補償(従来の請負賠償・生産物賠償との比較)

従来の請負賠償・生産物賠償

発注者の賠償責任は担保されません。(発注者は被保険者に含まれません)

※特約を付帯することにより対応できます。

スマプロ&STARs では(元請A社が契約者の場合)
(業務遂行・施設危険、生産物・完成作業危険)

スマプロ&STARs なら、発注者の賠償責任も自動的に担保されます。(発注者も自動的に被保険者に含まれます)

※記名被保険者が元請負人となる工事の場合に限ります。

無償預かり品・建設受託物補償特約 (建設受託物損害担保特約) 【オプション特約/業務遂行・施設危険にセット】

たとえばこんな事故の場合・・・
現場内の仮設倉庫に保管していた元請負人からの
支給資材が夜間に盗まれてしまった。



無償預かり品・建設受託物補償特約
(建設受託物損害担保特約)をセットしない場合

借用・保管(占有)する財物の損壊や仕事に使用する
材料、資材、装置その他部品類の損壊について
は免責(第1章第1節第6条第2項⑦)

従来の賠償保険では
受託物の損害は補償対象外



無償預かり品・建設受託物補償特約
(建設受託物損害担保特約)をセットした場合

オプション特約付帯により、規定により定められた
受託物の損害(損壊・紛失・盗取)も支払い可能

無償預かり品・建設受託物補償特約
(建設受託物損害担保特約)をセットすれば
保険金支払可能



無償預かり品・建設受託物補償特約(建設受託物損害担保特約)のセットにより・・・

被保険者の仕事の遂行に起因する次の受託物(現金・貴重品を除きます。)の損壊・紛失・盗取・詐取に対する賠償責任を
補償することが可能となります。

貴社の工事遂行のために

- ①借用する建設機械・器具等や事務所等の仮設建物
- ②元請負人・発注者から支給された材料・資材等
- ③一時的に預かる施主の家財等の財物

※①では、車両登録されたダンプカーを除きます。

※②では、完成後引渡しを要するものに限りです。

※①、②については、工事場内にある場合および陸上輸送中(建設受託物を自走している場合を除きます。)である場合に
限りです

保険金額: 保険期間中 1,000 万円限度 (業務遂行・施設リスクの保険金額の内枠払い) ※STARsは 500 万円も選択可能です。
自己負担額: 1事故5万円または業務遂行・施設リスクの免責金額のいずれか高い額

電気工事の事故

電気は産業・日常生活に直結しています。至るところで電力が使用されており、接触する機会も多く、対人事故のリスクも高いです。

資材落下

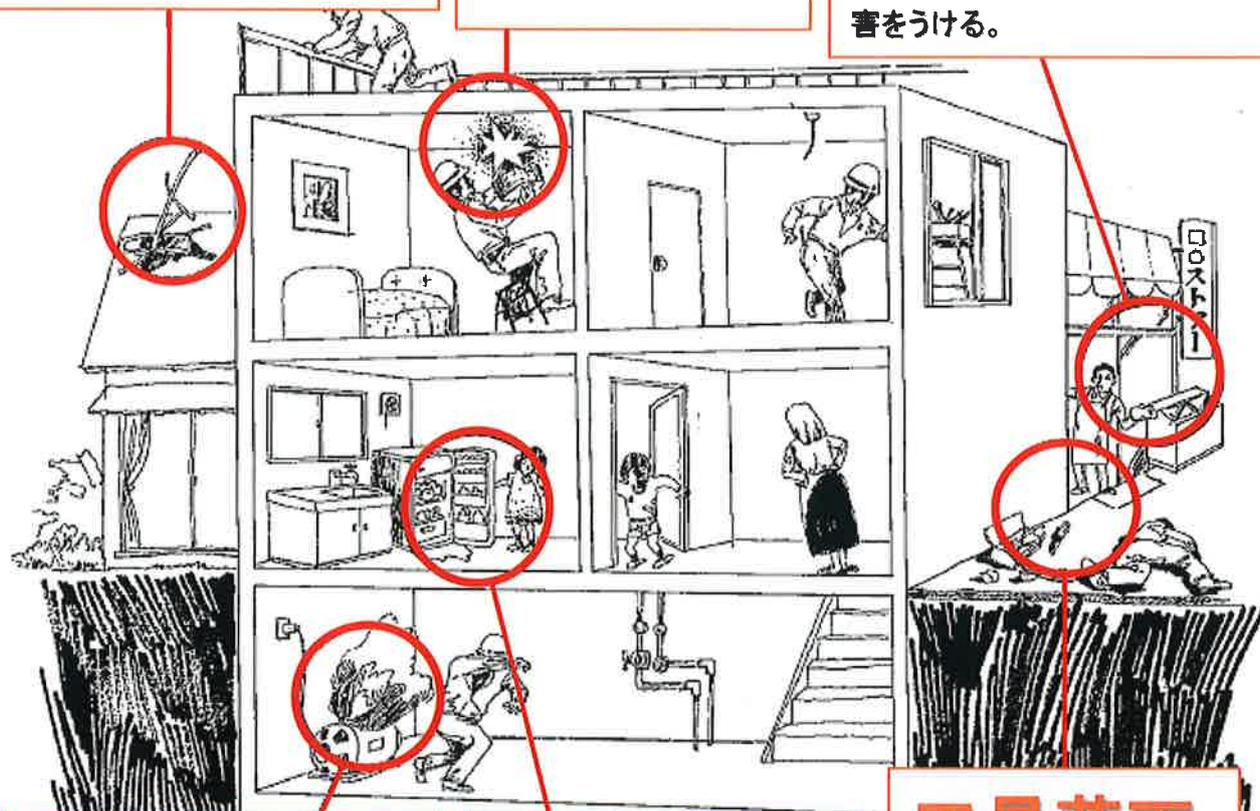
アンテナ設置中、誤ってアンテナを隣家の屋根の上に倒し損壊させた。

火災

工事中、電線のショートにより火災が発生してしまった。

停電

工事中誤って工事と関係ない線を切断し付近が停電、近所のスーパーマーケットの冷凍庫の商品が被害をうける。



過電流

工事完了引渡し後、配線ミスにより過電流が流れモーターにより発火、火災となってしまった。

漏水

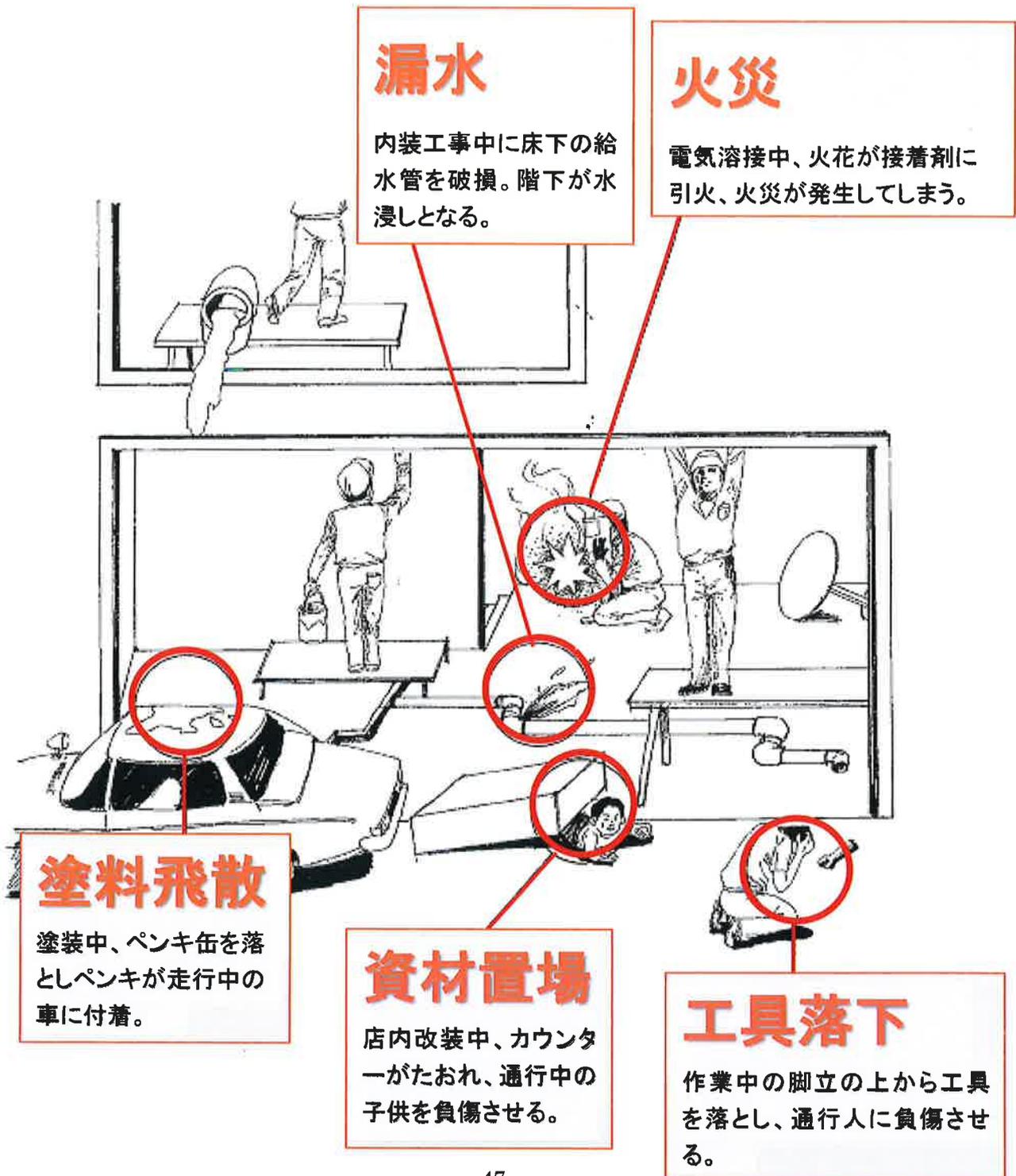
配線ミスにより冷蔵庫に電気がいかず、中身がダメになり融けた水により階下に漏水被害を与える。

工具落下

工事中、建物から工具を落とし通行人が負傷した。

内装工事の事故

建設技術の発展により施工内容も様々、多岐にわたっています。混在作業のなかで思いがけない事故が起こっています。



漏水

内装工事中に床下の給水管を破損。階下が水浸しとなる。

火災

電気溶接中、火花が接着剤に引火、火災が発生してしまう。

塗料飛散

塗装中、ペンキ缶を落としペンキが走行中の車に付着。

資材置場

店内改装中、カウンターがたおれ、通行中の子供を負傷させる。

工具落下

作業中の脚立の上から工具を落とし、通行人に負傷させる。

V. 事故事例

ビル建設の事故

人通りや車通りが多い中で行われるビル建設…。安全管理は企業の義務ですが、どんなに注意しても思いがけない事故が起こるものです。

塗料の落下

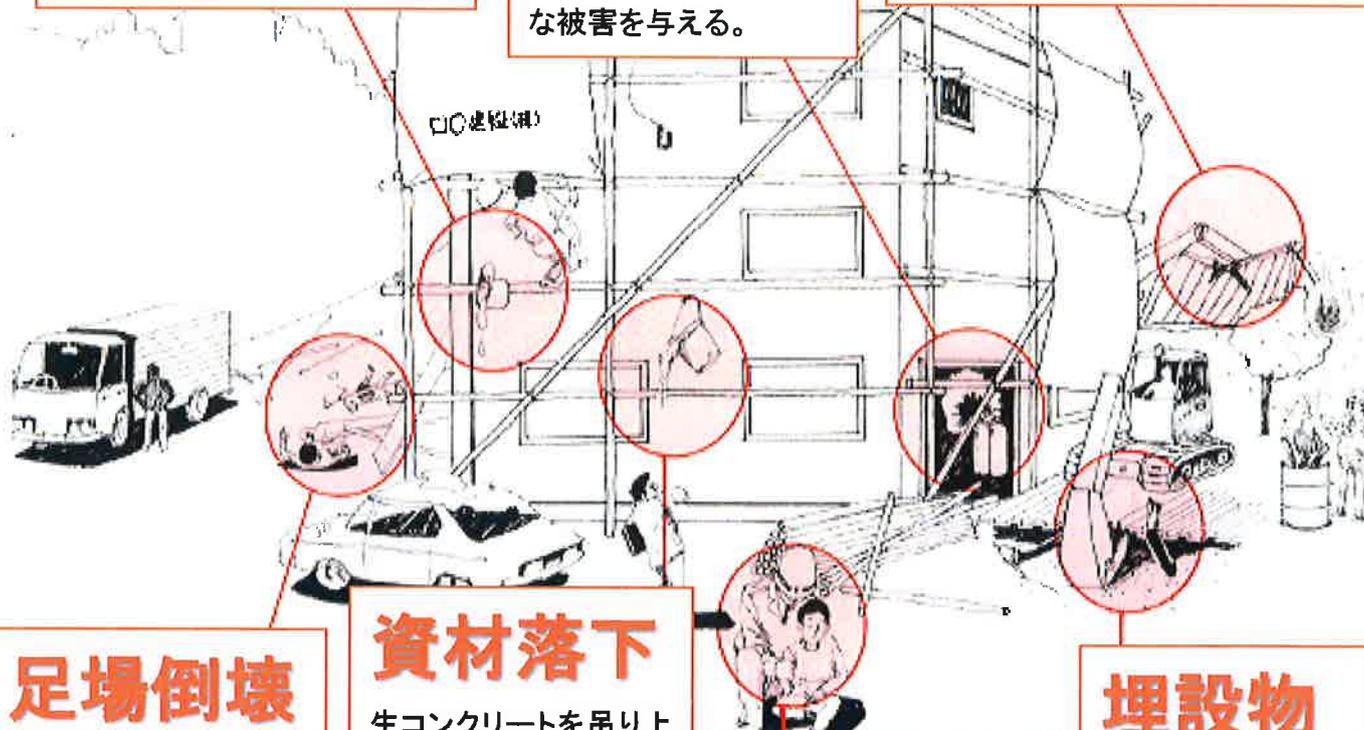
壁面塗装中、ペンキ缶を落とし
駐車中の車を汚損。

ガス爆発

溶接工事中に酸素ボン
ベが爆発。近隣に甚大
な被害を与える。

クレーン倒壊

ビル建設中にクレーンがバランス
を崩し、隣家に倒れ、家屋を破壊。



足場倒壊

足場が崩れ歩行人が
負傷。走行中の車を直
撃。

資材落下

生コンクリートを吊り上
げ中、バケットが生コン
ごと落下。歩行人に激
突し、重傷を負わせ
る。

資材置場
の事故

臨時の資材置き場内に
子供が入り込み、資材
が崩れ子供が下敷きに
なる。

埋設物
破損

ショベルカーで掘削
中、埋設ケーブルを
切断。